(二)　特定信託引受け
過大な債務を負っている事業者が、債権者である全ての金融機関等と連名ですることとされていた特定信託引受けの申込みについて、貸付債権等を信託しようとする金融機関等との連名で申込みをすることができることとした。(第三二条の九関係)
(三)　特定専門家派遣
特定専門家派遣について、金融機関等の事業者の事業の再生又は地域経済活性化事業活動を支援する業務を行う者の支援の対象となる事業者を派遣先として追加することとした。(第三二条の一一関係)
(四)　特定組合出資
投資事業有限責任組合であって、地域経済の活性化に資する資金供給を行うものの無限責任組合員は、機構に対し、特定組合出資の申込みをすることができることとした。(第三二条の一二関係)
(五)　債権等の譲渡その他の処分の決定等
機構は、特定支援については、特定支援決定の日から五年以内で、かつ、できる限り短い期間内に、特定組合出資については、特定組合出資決定の日から平成三五年三月三一日までの期間内に、それぞれ当該決定に係る全ての業務を完了するように努めなければならないこととした。(第三三条関係)
(六)　資料の交付又は閲覧
機構による資料の提出の求めについて、業務の追加等を踏まえた所要の規定を整備することとした。(第三八条関係)
5　その他
機構の業務の追加等を踏まえた所要の規定を整備することとした。
6　施行期日
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇**内閣府設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第一八三号）（内閣府本府）
内閣府設置法の一部を改正する法律（平成二六年法律第三一号）の施行期日は、平成二六年五月一九日とすることとした。

◇**内閣府設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令**（政令第一八四号）（内閣府本府）
一　内閣府本府組織令の一部改正（第一条関係）
1　政策統括官の職務につき所要の規定の整備を行うこととした。
2　その他所要の規定の整備を行うこととした。
二　総合科学技術会議令等の一部改正（第二条～第六条関係）
総合科学技術会議令、内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令、内閣府設置法第四条第三項第七号の四の人工衛星等を定める政令、環境影響評価法施行令及び文部科学省組織令について、所要の規定の整備等を行うこととした。
三　施行期日
この政令は、内閣府設置法の一部を改正する法律（平成二六年法律第三一号）の施行の日（平成二六年五月一九日）から施行することとした。

法　律

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十七号

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律

株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第六号まで」を「第四号まで、第九号（再生支援対象事業者に係る部分に限る。）又は第十号」に、「あっては、」を「あっては」に改め、「受けたもの」の下に「に限り、第五号から第七号まで又は第九号（特定支援対象事業者に係る部分に限る。）に掲げる決定にあっては取締役会の決議により委任を受けたもの」を加え、同項中第七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、同項第五号中「同じ。）」の下に「、特定支援対象事業者（第三十二条の三第一項に規定する特定支援対象事業者をいう。第二十二条第一項第三号及び第三項並びに第三十二条の二第三項において同じ。）又は第二十二条第一項第七号に規定する対象特定組合」を加え、同号を同項第九号とし、同項第四号の次に次の四号を加える。

五　第三十二条の二第三項前段の特定支援をするかどうかの決定（同項後段の規定により特定支援決定と併せて行う選定及び決定を含む。）

六　第三十二条の五第一項の特定債権買取りをするかどうかの決定

七　第三十二条の七第一項の買取申込み等期間の延長の決定

八　第三十二条の十二第三項の特定組合出資をするかどうかの決定

第十六条第二項中「第六号まで」を「第四号まで、第九号又は第十号」に改める。

第二十二条第一項第一号中「貸付債権」を「貸付債権等（貸付債権その他これに準ずる債権として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）」に改め、同項第二号ハ中「第八号」を「第十号」に改め、同項中第十一号を第十三号とし、第八号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、同項第七号中「債権買取り等」の下に「、特定債権買取り」を加え、同号を同項第九号とし、同項第六号中「投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（第三十二条の五第四項において単に「投資事業有限責任組合」という。）であって地域経済の活性化に資する資金供給を行うもの（主務省令で定めるものに限る。）」を「特定組合」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「特定専門家派遣決定」の下に「により専門家の派遣」を加え、「第三十二条の四第一項」を「第三十二条の十一第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　対象特定組合（第三十二条の十二第四項に規定する特定組合出資決定の対象となった特定組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合であって、地域経済の活性化に資する資金供給を行うもので主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に対する出資（当該出資により当該対象特定組合の有限責任組合員となるものに限る。以下「特定組合出資」という。）